

別 紙

平成30年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

第1条 平成30年度子ども・子育て支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助金を交付することにより、事業を円滑に実施することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、都道府県及び市町村が幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額の算定方法は、次により算定された額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- （1）別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- （5）内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を国庫に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式●による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙様式●による交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、内閣総理大臣が別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

- 第8条 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。
- （1）内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - （2）都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第10条 この補助金の事業実績報告は、別紙様式●による事業実績報告書に係る書類を

添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第12条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
子ども・子育て支援事業費補助金	幼児教育無償化実施円滑化事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育の無償化の実施のために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料）、共済費（賃金に係る社会保険料）、報酬費、委託費	定額
	幼児教育無償化システム改修等事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育の無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、需用費（消耗品費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料等）、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）	定額

別紙

平成31年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（案）

（通則）

1 平成31年度子ども・子育て支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 この補助金は、子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善のため、各自治体が取り組む研修体制の整備、事業者に対する助言指導等の取組に要する経費を補助し、処遇改善等加算の取得促進を図ること、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を有していないものの免許・資格の取得促進に対する取組を支援することにより、保育教諭の養成を促進し、もって幼保連携型認定こども園の安定的な人材確保及び幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図ること、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条に基づく特定教育・保育施設及び認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報を直接閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うこと、並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要な事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助金を交付することにより、幼児教育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

（交付の対象）

3 この補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

（1）処遇改善取得促進事業

「平成31年度保育士等の処遇改善取得促進事業の実施について」（平成●年●月●日府子本第●号）に基づき、都道府県が行う事業

（2）幼稚園教諭免許状・保育士資格に係る連携事業

「平成31年度幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業の実施について」（平成●年●月●日府子本第●号）に基づき、都道府県が行う事業

（3）子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業

「子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業の実施について」（平成●年●月●日府子本第●号）に基づき、公募により選定した法人（以下「公募法人」）が行う事業

（4）幼児教育無償化実施円滑化事業

都道府県及び市町村が幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務

（5）幼児教育無償化システム改修等事業

都道府県及び市町村が幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となるシステム改修等

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（1）都道府県が行う事業の場合

ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

（2）公募法人が行う事業の場合

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止する場合又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（5）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式●により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（6）内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、別紙様式●による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 公募法人の場合

公募法人は、別紙様式●による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式●による申請書及び関係書類を内閣総理大臣が別に定める日までに内閣総理大臣に提出して行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

8 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(2) 都道府県知事及び公募法人の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

9 内閣総理大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支計計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、別紙様式●による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 公募法人の場合

公募法人は、別紙様式●による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 事業内容	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
子ども・子育て支援事業費補助金	保育士等の処遇改善取得促進事業	3,000千円	賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料等)、委託費、使用料及び賃借料、会議費	1/2
	幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業	1,000千円	賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料等)、委託費、使用料及び賃借料、会議費	1/2
	子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業	206,000千円	業務委託費、消耗品費、備品費、工具器具備品費	定額
	幼児教育無償化実施円滑化事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育の無償化の実施のために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、職員旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、手数料)、共済費(賃金に係る社会保険料)、報酬費、委託費	定額
	幼児教育無償化システム改修等事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育の無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、需用費(消耗品費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費及び手数料等)、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金(共同開発によるものに限る。)	定額

別紙

平成 31 年度保育士等の処遇改善取得促進事業実施要綱（案）

1 事業の目的

認可保育所、幼稚園、及び認定こども園等における保育士、幼稚園教諭、及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）の処遇改善への取組みをより進めるため、施設等に対する講習会や相談の実施等、処遇改善等加算の取得を促進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

事業内容は、保育士等の処遇改善等に関する、研修体制の整備、事業者に対する助言・指導、指導監査等とし、それぞれ以下の(1)から(3)に掲げる内容とする。なお、取組については管内にある多様な施設類型が対象となるよう周知や工夫に努めること。また、事業の実施に際しては、処遇改善加算取得促進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告を行うこと。

(1) 処遇改善関係事業の要件として求められる研修体制の整備

処遇改善関係事業の要件として求められる研修について、円滑な実施に向け、研修の内容や実施方法等の体制整備を行う。

ア．処遇改善関係事業の要件として求められる研修制度の研修内容や実施方法に係る検討会議の開催

イ．処遇改善関係事業の要件として求められる研修テキスト等の作成

ウ．事業者や関係機関に対する説明会の開催

(2) 事業者に対する助言・指導

処遇改善関係事業に取り組む事業者を支援するため、事業者に対する相談対応や助言、指導を行う。

ア．事業者からの相談に応じる専用コールセンターの設置等の相談体制の整備及び実施

イ．専門的な相談員（社会保険労務士等の処遇改善関係事業を実施するために必要な知識及び経験を有する者）を事業所に派遣する又は専門ブースを設置するなどにより、給与規程等の整備等の具体的手順や規定の内容に係る助言等を行う。

(3) 指導監査等

処遇改善等加算が、実際に保育士等の賃金に反映されているかについて、各自治体において、財務諸表や、賃金規程及び賃金台帳等の指導監査等を行う。

ア．専門的な相談員（財務諸表や、賃金規程及び賃金台帳等の指導監査を行うために必要な知識及び経験を有する者）の指導監査等への同行

イ．専門的な相談員による各自治体の職員に対する説明会又は講習会等の

実施

ウ．指導監査等を実施するうえで、必要となる専門的知識を習得するための研修テキスト等の作成

4 留意事項

他の交付金や補助金等の対象となる場合は本補助金の対象としない。

5 報告

都道府県は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を内閣総理大臣に報告するものとする。

6 経費の負担

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別紙

平成 31 年度幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業実施要綱
(案)

1 目的

幼保連携型認定こども園に勤務する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(以下「保育教諭等」という。)は、幼稚園教諭免許状(以下「免許状」という。)及び保育士資格(以下「資格」という。)の両方を有する者とされているが、子ども・子育て支援新制度施行後5年間(2019年度末まで)に限り、免許状又は資格のいずれか一方を保有している者でも保育教諭等となることができる特例を設けている。

免許状又は資格の一方のみ保有する者のもう一方の免許状又は資格の取得促進に対する取組を支援することにより、保育教諭の養成を促進し、もって幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保及び幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 事業内容

認定こども園、幼稚園、保育所等(以下「施設等」という。)に勤務する者の免許状及び資格の併有を促進するために、免許状又は資格の一方のみ保有する者が、事業実施年度末までに計画的かつ円滑にもう一方の免許状又は資格を取得できるよう、都道府県が主体となって、施設等の関係団体(以下「関係団体」という。)、幼稚園教諭及び保育士の養成機関(以下「養成機関」という。)と連携して、組織的に講座等の受講機会を確保する事業。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 留意事項

都道府県が主体となって、関係団体及び養成機関と連携して実施すること。

都道府県又は関係団体は、本事業の実施に当たり、管内の施設等の長及び当該施設等に勤務する者に対して、免許状及び資格の併有の重要性についての周知の他、必要に応じて認定こども園制度の概要、移行に必要な情

報、特例の取扱い、免許状及び資格取得に係る支援など必要な情報提供を積極的に行うこと。

都道府県又は関係団体は、管内の施設等に勤務する者の免許状又は資格の取得希望について施設等に調査(以下「意向調査」という。)を行い、円滑な免許状及び資格取得のための計画を作成すること。

養成機関は、意向調査の結果に基づく都道府県又は関係団体からの要請に基づき、計画的に講座の開設又は受講枠の確保を行うよう努めること。ただし、講座の開設及び運営に係る費用は本補助金の対象としない。

事業実施年度内に、受講予定者が、養成機関において、必要な科目の受講を開始していること。

本事業に係る事業実施計画の作成及び本事業の実施による達成状況について内閣総理大臣へ報告すること。

他の交付金や補助金等の対象となる場合は、本補助金の対象とならないこと。

3. 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。